小中学校休校期間中の学童保育所での配食事業について

古賀市では政府からの要請を受け、3月2日から3月24日までの期間について、古賀市立小中学校を臨時休校にすることを決めました。

臨時休校期間中は、保護者の就業事情などに配慮し、学童保育所の入所について、柔軟な対応をとっているところです。

今般、臨時休校期間中に限り緊急的な対応として、学童保育所を利用されている方に昼食を準備することといたしました。

希望する保護者は別紙の申込書を記載し、提出してください。費用について は臨時休校期間終了後、請求書を保護者宛に送付する予定です。なお、就学援 助世帯や市民税非課税世帯の方は、臨時休校期間中の昼食代は、全額免除(お やつ代等の実費は別途必要)となります。

記

臨時休校期間学童保育所配食事業

対象:臨時休校期間中の学童保育所入所者のうち、希望者

配食:おにぎり弁当(おにぎり二つ、おかず少々の簡易なもの)

※アレルギー対応はできません。

料金:1食280円(税込302円)

実施:3月16~24日 受付:3月12~15日

3月12、13日 9:00~17:00 青少年育成課窓口で受付します。

3月14、15日 9:00~12:30 市役所正面玄関受付で受付します。

問い合わせ:古賀市役所第2庁舎4階 青少年育成課 942-1172



1. 昼食が必要な日を**別紙の表**に記載し、受付期間中に保護者が市 役所に持参してください。

※受付:3月12、13日 市役所青少年育成課 9:00~17:00 3月14、15日 市役所正面玄関 9:00~12:30

- 2. 市職員が前日に事業者に注文します。
 - ※変更がある世帯は前日 13 時までに下記問い合わせ先に必ず 連絡ください。以降の変更は受け付けられません。
- 3. 翌日の 10 時以降に市職員が事業者からお弁当を受領し、昼食時間までに各学童保育所に届けます。
- 4. 3月24日の臨時休校期間終了後、市が集計した昼食代を保護者 宛に請求します。
- 5. 期限までに金融機関で支払いをお願いします。
- ○昼食はおにぎり弁当(おにぎり二つ、おかず少々の簡易なもの)で、1 食 280 円(税込 302 円)です。 ※アレルギー対応はできません。
- ○<u>今回の事業は、臨時休校措置に伴う特別措置です。趣旨をご理</u>解いただき、ご利用をお願いします。

問い合わせ: 古賀市役所第2庁舎4階 青少年育成課 942-1172

臨時休校期間学童保育所配食事業申込書

記入日:			
保護者氏名:			
連絡先:			
児童氏名:			
学校 等 ·	小学校	年	※ 日

配食を希望する日 (希望する日の下に〇を記入)

1 5 (目)	1 6 (月)	17 (火)	1 8 (水)	1 9 (木)	2 O (金)	2 1 (土)
2 2 (目)	23 (月)	2 4 (火)				

※土日祝日の配食はありません